る額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあっては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率」に改め、同条第十七号を削る。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで　削除

附則第六条第一項中「平成二十五年九月」を「平成三十年三月」に改め、同条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第七条第一項第一号ロ中「平成二十五年九月」を「平成三十年三月」に改め、同条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十九年度」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第二条の規定による改正前の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第二条の二第十四項の規定の適用については、同項中「すべての市町村の被保険者」とあるのは「すべての保険者（高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者をいう。）に係る高齢者医療確保法第七条第三項に規定する加入者」と、「すべての市町村の前期高齢被保険者」とあるのは「高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者」とする。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

府　令

○内閣府令第二十七号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令及び金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年五月十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令及び金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第一条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三項に次のただし書を加える。

ただし、同法第百九十四条の七第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。

（金融庁組織規則の一部改正）

第二条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「及び検査」の下に「並びに調査」を加え、「第百九十四条の七第二項及び第三項」を「第百九十四条の七第二項から第四項まで」に改める。

附　則

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第七十一号

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十五号）及び医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十二年政令第百四十号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十二年五月十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定市町村の指定」を「広域化等支援方針」に改める。

第三章の二を次のように改める。

第三章の二　広域化等支援方針

第三十二条の八　都道府県は、毎年度、当該都道府県内の市町村のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該年度の当該各号イに掲げる額の見込額が当該年度の当該各号ロに掲げる額の見込額に百分の百十四を乗じて得た額を超えるものであつて、当該各号イに掲げる額の見込額が災害その他の特別の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものについて、その医療に要する費用が著しく多額であるものと認めるものとする。

一　前期高齢被保険者加入割合が平均前期高齢被保険者加入割合以上である場合

イ　(1)に掲げる額の合算額から(2)に掲げる額を控除した額

(1)　被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額

(2)　前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

ロ　(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額

(1)　年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり給付額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者の数を乗じて得た額の合算額として算定した額

(2)　平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

二　平均前期高齢被保険者加入割合が前期高齢被保険者加入割合を超える場合

イ　(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合算額

(1)　前号イ(1)に掲げる額の合算額

(2)　前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、平均前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

ロ　(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合算額

(1)　前号ロ(1)に掲げる額

(2)　平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、平均前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額